

避難確保計画作成要領

1. 提出物

同一施設において、複数のサービス（通所系・入所系等）を行っている施設につきましては、サービス種類ごとに本通知を送付しておりますが、全てのサービス種類を一体化した計画をご作成いただくことも可能です。

(1) 避難確保計画 2部

- 様式1から様式5までをご提出ください。
- 様式6につきましては、「自衛水防組織」を設置した場合のみご提出ください。
(洪水・高潮に該当する場合のみ。土砂・津波は不要。)
- 様式7以降については、提出不要です。個人情報等を含むため、各施設において保管をお願いいたします。
- 市にご提出いただく2部のほか、各施設においても計画の保管をお願いいたします。

(2) 避難確保計画チェックリスト 1部

2. 提出方法及び提出先

提出方法：持参又は郵送

提出先：藤沢市 防災安全部 危機管理課（本庁舎7階）
〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1

3. 提出期日

計画作成後、速やかにご提出をお願いいたします。

4. 計画作成のポイント

浸水や土砂災害等のリスクがない場所への「立ち退き避難」が原則ですが、避難することが利用者等の命に却って危険を及ぼしかねないと判断する場合は、「屋内安全確保」等の命が助かる可能性が高い行動を検討してください。

◆ 洪水・高潮・土砂 ◆

避難所等への避難以外の手段も検討しましょう！

▶ 台風の接近など、あらかじめ災害予測ができる場合

通所系施設や保育園・幼稚園・学校等については、休業・休校・早期帰宅等について、事前にご検討ください。

▶ 屋内安全確保（施設内での安全確保）が可能な場合

利用者や入所者を施設外へ避難させることが困難である場合は、施設内での安全確保が可能かご検討ください。

《洪水・高潮》

想定浸水深をご確認いただき、垂直避難（施設上階への避難）が可能かご検討ください。
※家屋倒壊等氾濫想定区域に位置する場合や、全階層が水没する可能性がある場合は、施設外への避難をご検討ください。

《土砂》

土砂災害警戒区域外となる建物・部屋がありましたら、施設内での避難もご検討ください。

※施設全体が土砂災害警戒区域に該当する場合は、施設外への避難をご検討ください。

▶ 類似施設となる同系列や提携先施設への避難もご検討ください。

市が開設する避難所だけが避難先ではありません。上記施設への避難についても、ご検討ください。

◆ 津波 ◆

津波災害警戒区域外または津波避難ビル等への避難を検討しましょう！

原則は、津波災害警戒区域外（津波浸水想定区域外）に速やかに避難しましょう。区域外への避難が困難な場合には、津波避難ビル（※）など高い場所への避難を検討してください。

※津波避難ビルとは

一時的または緊急に避難するために、ビル所有者等と市が協定を締結している建物。

5. ハザードマップ等の確認方法

● 洪水・土砂・津波

「土砂災害・洪水ハザードマップ」「津波ハザードマップ」をご確認ください。

- ▶ 防災政策課・危機管理課（本庁舎7階）又は市民センター・公民館で配布しております。
- ▶ 藤沢市ホームページにも掲載しております。
- ▶ 地図情報公開システム「ふじさわキュンマップ」でも確認できます。

● 高潮

- ▶ 高潮ハザードマップは令和5年度作成予定です。
- ▶ 市ホームページでは「高潮浸水想定区域図等」を掲載しておりますのでご確認ください。

《市ホームページ》

藤沢市（トップ） > 防災・防犯 > 防災 > 市の取り組みや制度 > 相模灘沿岸における高潮浸水想定区域の指定について

<https://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/bousai/bosai/takashio.html>

6. 防災ラジオの貸与について

避難確保計画作成対象施設に対して、情報収集手段の一つとして「防災ラジオ」を無償で貸与しております。貸与を希望される場合は、避難確保計画ご提出時にお渡しいたしますので、お申し出ください。

以 上